

美浜町空家等対策計画



令和2年3月発行

令和4年4月改定

令和7年4月改定

美浜町

■目 次

第1章 空家等対策計画の趣旨	
1. 背景	1
2. 計画の位置づけ	1
第2章 空家等の現状	
1. 美浜町の空家等の現状	2
2. 空家等における課題	3
第3章 空家等対策における施策	
1. <u>対策に関する基本的な方針</u>	4
2. <u>計画期間</u>	4
3. <u>対象地区</u>	4
4. <u>対象とする空家等の種類</u>	4
5. <u>空家等の調査</u>	
（1）空家等調査方法	5
（2）実態調査	5
（3）空家等の情報	6
6. <u>空家等の適切な管理の促進</u>	
（1）所有者等の意識の醸成	6
（2）相談体制の整備等	6
7. <u>空家等及び跡地の活用の促進</u>	
（1）地域住民からの要望による活用	7
（2）利活用可能な空家及び跡地の情報提供	7
（3）補助金の活用促進	7
（4）地域に応じた柔軟な対応の検討	7
（5）関係法令等の遵守	7
（6）公的空き建築物の適正管理	8
8. <u>特定空家等に対する措置等及びその他の対応</u>	
（1）措置の方針	8
（2）措置の実施	8
（3）税制上の措置	9
（4）その他の対応	9
9. <u>空家等対策の実施体制</u>	
（1）庁内の組織体制及び役割	9
（2）関係機関等との連携	10
10. <u>住民等からの空家等に関する相談への対応</u>	10

1 1. その他空家等対策の実施に関し必要な事項

(1) 計画における目標値	・ ・ ・ ・ ・ 1 1
(2) 地域での空家等対策の検討と情報の共有	・ ・ ・ ・ ・ 1 1
(3) 他法令との連携	・ ・ ・ ・ ・ 1 1
(4) 計画の変更	・ ・ ・ ・ ・ 1 1

1. 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきている。本町においても、277件（平成30年4月）の空家があり、今後も空家は増加すると考えられる。空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められている。

国は、この空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）を施行し、また和歌山県は、この法施行に併せて「和歌山県空家等対策推進協議会」（以下、「県協議会」という。）を平成28年12月に設立し、県、県内全市町村及び関係団体が一体となって空家等の対策を総合的に推進していくこととしている。

2. 計画の位置づけ

この「美浜町空家等対策計画」（以下、「空家等対策計画」という。）は、法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家対策を効果的かつ効率的に推進するために、本町の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定するものである。したがって、本町の空家等対策の基礎となるものである。

なお、計画の推進にあたっては美浜町長期総合計画や美浜創生総合戦略に定めている空家関連施策との整合性を図るものとする。

第2章 空家等の現状

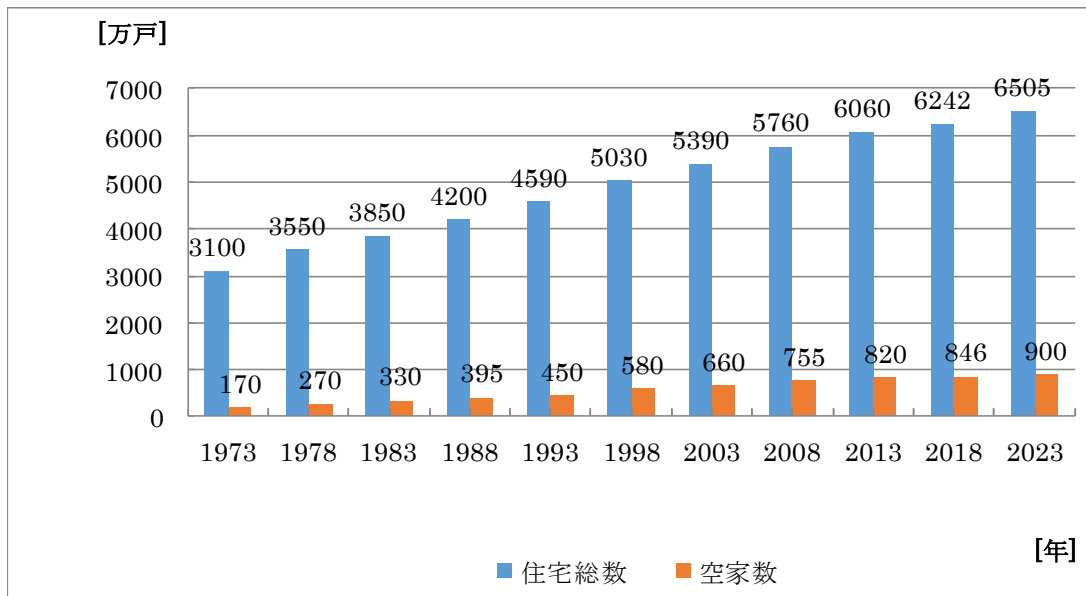
1. 美浜町の空家等の現状

(1) 空家の状況

(ア) 住宅の状況

都市への人口集中や世帯構成の変化に加え、高齢化や人口減少が進む中、国内の空家は、数の上でも率の上でも増加を続けている。

総務省が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査（平成5年以前は住宅統計調査）」では、令和5年の空き家数は全国で900万戸、空き家率は13.8%と過去最高である。また、昭和48年の調査から50年間で、総住宅数は2倍程度になったのに対して、空家数は5倍近くになり、空家率も2.5倍程度になっている（下表参照）。



(2) 美浜町の人口・世帯数の推移

	H5年度	H10年度	H15年度	H20年度	H25年度	H30年度	R5年度
人 口	8,906	8,874	8,617	8,288	7,780	7,207	6,377
世帯数	2,886	3,065	3,160	3,209	3,197	3,144	3,012

※住民基本台帳による年度末人口・世帯数

(3) 美浜町の空家等について

美浜町内の空家等については、平成30年4月1日現在では277戸となっているが、年々、増加の一途を辿っていくことが予想される。

2. 空家等における課題

(1) 総括

空家等は、適切な管理がなされないまま放置すると、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性も高く、実際に社会問題となっており、当町においても年々増加の一途を辿っている。

(2) 防災・防犯上の不安

空家等を長期間放置することにより、災害時における建物の倒壊や火災等の防災上の問題のほか、防犯上の問題も発生する。

(3) 衛生・生活環境の悪化

長期間の放置により、雑草の繁茂や動植物・害虫等の棲家となるほか、ゴミが不法投棄されるなど、生活環境への悪影響が懸念される。

(4) 景観の悪化

空家等をそのまま放置すると、街並みの景観を阻害し、まちの印象が悪くなる。

第3章 空家等対策における施策

1. 対策に関する基本的な方針

(1) 所有者等の意識の醸成

空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提である。所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識付けを行うことが重要であり、また、相続、転勤などにより、全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめることも重要である。このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の醸成を行う。

(2) 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。

(3) 特定空家等の取り組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、優先的に取り組んでいかなければならない。

(4) 住民からの相談に対する取り組み

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために相談体制を構築する。

2. 計画期間

空家等対策計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間とし、社会情勢等の変化等必要に応じて見直していくものとする。

3. 対象地区

空家等対策計画の対象地区は、美浜町内全域とする。

4. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」のうち、一戸建ての住宅及び併用住宅及び法第2条第2項に規定された「特定空家等」とし、活用促進の観点からその跡地（空地）についても対象とする。

なお、本計画においては、町有施設も対象に含め、適正管理を行う。

法第 2 条第 1 項

○空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

法第 2 条第 2 項

○特定空家等

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

5. 空家等の調査

（１）空家等調査方法

自治会による現地調査、住民票、水道の使用量、建築物への人の出入り状況、周辺住民のヒアリングなどにより空家等を特定する。

特定した空家等については、登記情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報及び近隣住民等からの情報収集等により、所有者等を特定する。

特定した空家等の所有者等に通知を行い確定する。

（２）実態調査

①空家等の所在及び当該空家等の所有者等及び空家の状態等を把握するため、職員又は町長が委任した専門家等（以下「職員等」という。）により実態調査を実施する。調査は必要に応じ行ない、自治会や地域住民等と連携し、継続的な把握と必要な補正を行う。

②特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供やアドバイスを実施するため、職員等の訪問等による聞き取り、アンケート等の送付により意向確認を行う。

アンケート等の送付は、個別に行う他、納税通知書など定期的な通知等を活用して行う。

③職員等は、特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合等に、空家等の敷地内に立入調査を行う。

なお、立入調査を行う場合は、その５日前までに所有者等に対して文書で通知を行う。（通知が困難な場合は除く。）

（３）空家等の情報

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うにあたり必要な情報については整備し、防災まちづくりみらい課において管理する。また、情報は関係部局で共有する。

６．空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適正な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則である。このことを所有者等に啓発するため、以下の取組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止する。

（１）所有者等の意識の醸成

①所有者等への啓発

広報誌及びホームページへの適正管理に関する情報掲載、出前講座、セミナーの実施等を通じ、空家等の適正な管理について、所有者等への啓発に努める。

②所有者等へ空家等対策に関する情報提供の内容

広報誌、ホームページ、納税通知などの町からの文書通知等を活用して空家等の所有者等に対して情報提供を行う。

- ・相談窓口
- ・美浜町古家解体支援事業
- ・わかやま空き家バンク
- ・指名業者等の情報 など

（２）相談体制の整備等

空家等に係る問題は、多岐にわたることから窓口を設置し、県、関係団体と連携した相談体制の整備を行う。

7. 空家等及び跡地の活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、関係団体を活用した利活用の提案や自治会等の地域との連携による活用などを実施する。

(1) 地域住民からの要望による活用

地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献について利活用可能な空家等については、所有者等の意向を踏まえ、地域住民に情報を提供する。

また、町において修繕を実施し、移住のためのお試しハウスとしての活用や跡地を地域防災に活用するなど、地域住民と協同した活用について検討する。

(2) 利活用可能な空家及び跡地の情報提供

■ 空き家バンク事業等の活用

所有者等が自ら空き家バンク事業に登録し、希望者に提供する。

○ 空き家バンク

空家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空家の利用を希望する人に紹介する制度で、「空家の解消」、「住環境の整備」、「定住促進による地域の活性化」を図ることを目的としている。

(3) 補助金の活用促進

空家等対策を行うにあたり「美浜町古家解体支援事業」や「住宅耐震化事業」その他国及び県の補助金を積極的に活用し、空家等の解消を推進する。

(4) 地域に応じた柔軟な対応の検討

他の建築物との敷地の合併、菜園等への転換、シェアハウスや農産物加工所、地域の駐車場など柔軟な対応を検討する。

(5) 関係法令等の遵守

空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法、旅館業法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行う。

(6) 公的空き建築物の適正管理

町営住宅は、現状では入居者がいるが、建築後、相当期間経過しており、将来、建物の老朽化により再利用が困難なため、空き建築物となった場合は随時除却を進めていく。

なお、町有施設についても、空き建築物となった場合は随時除却を進めていく。

8. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処

特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、町長は地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、また、健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じる。

特定空家等の判断については、「和歌山県管理不全空家等及び特定空家等の判断基準」に基づき、町長が決定する。

なお、特定空家等以外で悪影響を与える恐れのある空家等又は法による指導が困難である空家等については、関係機関と連携した指導の実施を検討する。

(1) 措置の方針

① 措置の優先

特定空家等のうち周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくは及ぼす恐れが高いものから優先して措置を行うものとする。

② 措置内容の検討

- ・ 特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握する。
- ・ 調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討する。

(2) 措置の実施

① 助言・指導

町長は、8 (1) ②で検討した措置の内容を講ずるよう助言・指導を行う。

② 勧告

町長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行う。

勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅用地特例が適用されなくなることから、税務課と十分打ち合わせを行うとともに、所有者等にも、その旨を通知する。

③命令

町長は、勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じる。

町長は、命令をする場合においては、法第14条第4項から第8項及び第11項から第13項の規定に基づき、実施する。

④行政代執行

町長は、命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行う。

所有者等が確知できない場合は、法第14条第10項の規定に基づき、実施する。

（３）税制上の措置

特定空家等において、町長が8（２）②の勧告を行うことで、固定資産税等の住宅用地特例が適用されなくなることから、助言・指導若しくは勧告の猶予期限までに除却を行った空家等に対して、条例減額制度に基づき一定期間固定資産税等の減額を検討する。

（４）その他の対処

台風の接近などにより、瓦等の飛散及び倒壊のおそれがあり、周辺住民への影響が明らかな場合は、所有者等に連絡のうえ、応急の措置を講じる。

９．空家等対策の実施体制

（１）庁内の組織体制及び役割

課 名	役 割
防災まちづくり みらい課	・空家等の調査 ・空家等の適切な管理の促進 ・措置及び対処の実施 ・空家等及び跡地の活用促進 ・関係機関との連絡、調整 ・災害対策及び災害時の応急措置等 ・その他の施策全般

住民課	環境美化に基づいた土地の占有者等に対する勧告等
総務課 農林水産建設課	道路交通安全確保等
教育課	・通学路の安全確保 ・その他児童及び生徒の危険防止
税務課	・法第10条第1項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報を防災まちづくりみらい課へ提供 ・固定資産税等の住宅用地特例に対する対応

(2) 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空家対策を実施する。

■弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士

相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等

■不動産業者

所有者の空家等利活用相談等

■建設業者

空家等の解体、改修の相談及び対応等

■建築士

空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等

■警察

危険回避のための対応等

■日高広域消防本部

災害対策、災害時の応急措置等

■自治会

空家等情報の提供、跡地の利活用等

10. 住民等からの空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談窓口を防災まちづくりみらい課内に設置し、同課職員が対応する。また、空家の相談は多岐にわたることから、庁内の関係部署及び県協議会、関係団体と連携、相談し、対応する。対応内容については、経過等について記録し、関係部署、機関で共有する。

11. その他空家等対策の実施に関し必要な事項

(1) 計画における目標値

計画が終了する令和16年度までに不良住宅等の除却、空家等及びその跡地の活用を必要に応じて行う。

(2) 地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は一義的には、所有者等が適切に管理若しくは活用すべき問題であるが、地域全体で対処方法を検討・共有することは有効であるため、空家の情報に関し、必要に応じ広く公開する。

(3) 他法令との連携

空家等の対策は、この法律に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともある。このため、空家等の情報について、内部部局で共有し、密に連携を図る。

(4) 計画の変更

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、目標の達成状況の評価等必要に応じて随時変更する。

空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

参考) 和歌山県管理不全空家等及び特定空家等の判断基準

平成 29 年 2 月 8 日 和歌山県空家等対策推進協議会策定

参考) 和歌山県 所有者不明等の特定空家等への対策マニュアル

平成 30 年 3 月 27 日 和歌山県空家等対策推進協議会策定

略